

# 令和7年分 青色申告者のための 貸借対照表作成の手引き

## スマホで青色申告決算書が作れます!!

- ✓ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から
- ✓ **スマホ**で申告書・青色申告決算書を作成して
- ✓ **マイナンバーカード**を使って**e-Tax**で提出できます
- ✓ さらに、自動計算だから計算誤りがありません



作成コーナー



デジタル庁

※パソコンでも申告書や収支内訳書の作成・送信ができます。

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

## 「自宅からの e-Tax」5つのメリット！



早期還付  
(3週間程度で還付)  
BANK



受信通知から  
いつでも内容確認



添付書類  
提出不要  
※一部の書類を除きます  
イメージデータによる提出も可能



自宅から  
申告可能



24時間  
利用可能

※メンテナンス時間などを除きます

## 消費税の申告・納付もお忘れなく

- 基準期間（令和5年分）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、消費税の課税事業者となり、令和7年分の消費税の申告・納付が必要です。
- 令和7年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和9年分の消費税の課税事業者に該当します。

※1 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高が1,000万円を超えた個人事業主の方は、その年は消費税の課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によるこどもできます。

2 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録を受けている場合は、基準期間における課税売上高にかかわらず、課税事業者となります。

この社会あなたの税がいきている

税務署

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



## 青色申告特別控除のあらまし

1 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して法定申告期限内（還付申告の場合も確定申告期限まで）に提出する場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円又は55万円を控除することができます。

なお、65万円の青色申告特別控除を適用するためには、①e-Taxによる申告（確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信）又は②その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿<sup>(注2)</sup>の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書<sup>(注3)</sup>を提出することが必要となります。

2 1の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者（1の控除を受けないことを選択した人を含みます。）は、不動産所得、事業所得、山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

(注) 1 青色申告特別控除額は、不動産所得、事業所得、山林所得から順次控除しますが、1の特別控除については、山林所得に適用されないほか、事業的規模でない不動産の貸付けによる不動産所得にも原則として適用されません（17ページのQ1及びQ2参照）。

2 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなど電子帳簿保存法に規定する要件を満たした電子帳簿をいいます。

3 令和7年分の確定申告から65万円の特別控除を受ける方は、令和8年3月16日までに、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」又は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を税務署に提出する必要があります。

4 令和3年度税制改正前の電子帳簿保存法の規定に基づく電子帳簿保存に係る承認を受け、引き続き仕訳帳・総勘定元帳について保存等を行っている場合、新たに届出書を提出しなくとも、65万円の特別控除の適用を受けることができます。

◎ 青色申告についてお分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページの「タックスアンサー『青色申告制度』」をご覧ください。

また、税務署では、正規の簿記による記帳の仕方などの指導を希望される方に対して、会計ソフトを利用した記帳指導などを無料で行っています。

記帳指導を希望される方には、記帳指導を実施する指導機関をご案内いたします。

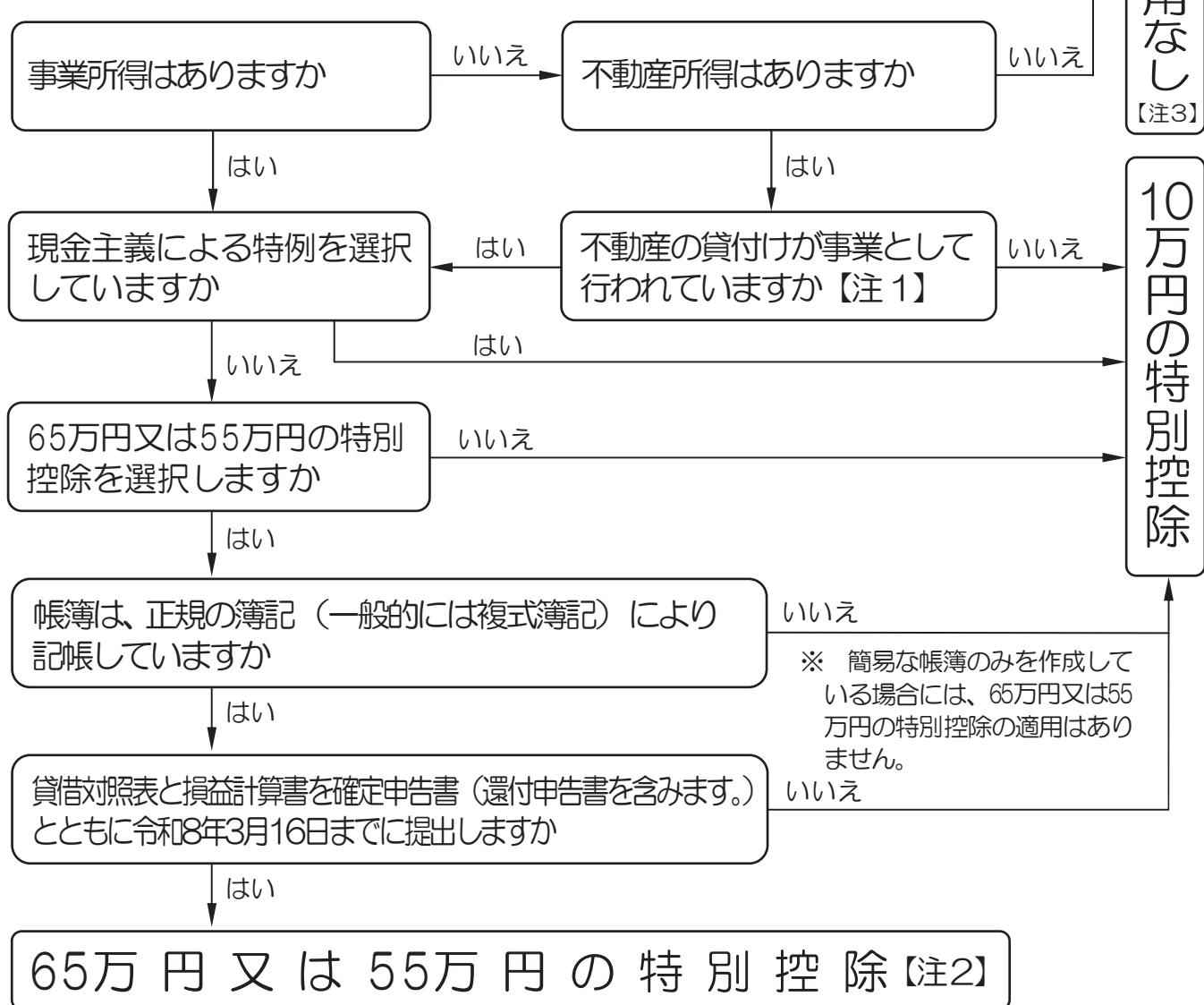
記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

※ この手引きは、令和7年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

# 目 次

1	あなたの青色申告特別控除は	1
2	記帳のしかたと青色申告特別控除との関係	2
3	正規の簿記とは	2
4	記帳開始の準備及び帳簿組織の決定	2
5	正規の簿記による帳簿組織の例示	3
(1)	複式簿記による帳簿組織	3
(2)	簡易帳簿に必要な帳簿を追加する帳簿組織	5
(3)	その他の複式簿記（伝票会計）	5
6	標準簡易帳簿をベースとする正規の簿記の原則に従った記帳の方法	6
(1)	現金出納帳	6
(2)	売掛帳	7
(3)	買掛帳	7
(4)	経費帳	8
(5)	固定資産台帳	9
(6)	預金出納帳	9
(7)	受取手形記入帳	10
(8)	支払手形記入帳	10
(9)	特定取引仕訳帳	10
(10)	特定勘定元帳	11
(11)	試算表の作成	14
(12)	損益計算書・貸借対照表の作成	15
7	消費税及び地方消費税に関する事項の貸借対照表の記載方法	16
(1)	税抜経理方式の場合	16
(2)	税込経理方式の場合	16
8	青色申告特別控除Q & A	17
○	電子帳簿等保存制度について	19
○	消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について	20

# 1 あなたの青色申告特別控除は



【注】1 不動産の貸付けが事業として行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で不動産の貸付けが行われているかどうかによって、実質的に判断します。

建物の貸付けについては、次に掲げる場合には、特に反証がない限り、事業として行われているものとして取り扱われます。

(1) 次に掲げる事実のいずれかに当てはまる場合

イ 貸間、アパート等については、貸与することができる独立した室数がおおむね10以上であること。

ロ 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

(2) 賃料の収入の状況、貸付資産の管理の状況等からみて(1)のイ又はロの場合に準ずる事情があると認められる場合

2 青色申告特別控除額を差し引く前の事業所得（租税特別措置法第26条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

(1) 65万円又は55万円以下である場合……これらの黒字の金額の合計額

(2) 65万円又は55万円を超える場合……65万円又は55万円

3 山林所得がある場合は、最高10万円を控除することができます。

4 65万円の青色申告特別控除を適用するための要件は左記QRコードよりご確認ください。



65万円の青色申告特別控除適用リーフレット

## 2 記帳のしかたと青色申告特別控除との関係

青色申告特別控除には、10万円と65万円又は55万円の3種類の特別控除が設けられており、65万円又は55万円の特別控除を受けるためには「正規の簿記」の原則により作成された損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出することが要件とされています。つまり、「正規の簿記」の原則による会計帳簿作成という原則的な記帳をしていることが、65万円又は55万円の特別控除適用の前提となります。

また、65万円の特別控除を受けるためには、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信すること又は仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要となります。詳しくは、Iページをご参照ください。

なお、「簡易帳簿（簡易な簿記）」を作成している場合には帳簿等から誘導して貸借対照表を作成できませんので、10万円の特別控除しか受けられることになります。

## 3 正規の簿記とは

いわゆる「正規の簿記」とは、「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない」との規定に基づく記帳方法を称しています。したがって、「正規の簿記」とは、損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式で、一般的には複式簿記をいいます。

## 4 記帳開始の準備及び帳簿組織の決定

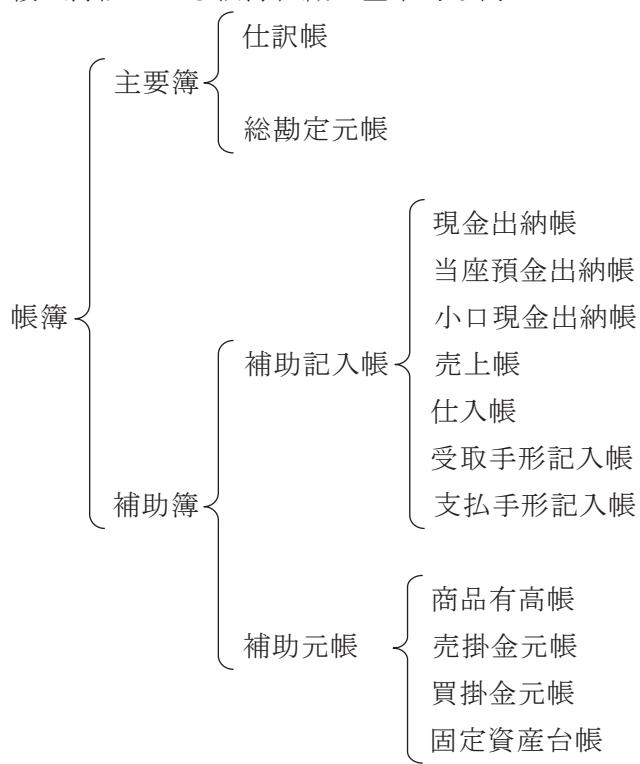
65万円又は55万円の特別控除を受けようとする場合には、確定申告書に損益計算書と貸借対照表を添付し、申告期限までに提出することが必要ですから、正規の簿記による記帳は各年の1月から始めることになります。

そのため、今後、正規の簿記の方法に切り替える場合には、各年の1月から事業用の財産とそれ以外とに区分して記帳するとともに、資産や負債の金額についても整理するなど、貸借対照表の作成を前提とした記帳等を行い、具体的にどのような帳簿組織や記帳等が必要になるかを検討して、ご自分の事業実態にあった帳簿組織等を決めることが必要です。

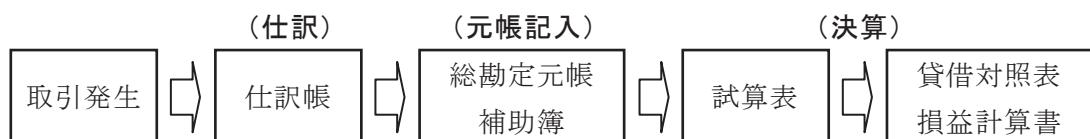
# 5 正規の簿記による帳簿組織の例示

## (1) 複式簿記による帳簿組織

複式簿記による帳簿組織の基本的な例



記帳等の流れについては、次のとおりです。



### ○ 仕訳帳

仕訳帳は、全ての取引の勘定科目を決めるとともに、借方及び貸方に仕訳するための帳簿であり、取引の発生順に取引の年月日、勘定科目、金額等を記載します。

### ○ 総勘定元帳

総勘定元帳は、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理及び計算する帳簿であり、勘定科目ごとに取引の年月日、相手勘定科目及び金額を記載します。

#### 【仕訳の役割】

帳簿の記帳は、仕訳から始まります。

事業活動によって発生する取引は、必ず資産、負債、資本（元入金）、収益及び費用のいずれかに分類されます。

仕訳は、生じた取引をどこの勘定科目に振り分けるかを決める役割を果たします。

【仕訳帳と総勘定元帳の記載例】

(取引例)

- 11/1 商品の食料品300,000円及び日用品200,000円を売り上げ、食料品代300,000円は現金で受け取り、日用品代200,000円は売掛けとした。
- 11/2 現金200,000円を当座預金に預け入れた。
- 11/25 12月分の店舗賃借料180,000円が当座預金から引き落とされた。

○ 仕訳帳 (※は軽減税率対象)

令和〇年 月 日	摘要		丁 数	借 方	貸 方
11 1	諸口 (現金) (売掛け金)		1 4 3 3	300,000 200,000	300,000 200,000
	(売上：食料品) ※ (売上：日用品)		2 1	200,000	200,000
25	(地代家賃)		5 2	180,000	180,000
	(当座預金)				

○ 総勘定元帳 (※は軽減税率対象)

現 金 1		当 座 預 金 2	
11/1 前月繰越 175,000	11/2 当座預金 200,000	11/1 前月繰越 630,000	11/25 地代家賃 180,000
1 売上※ 300,000		2 現金 200,000	
売 上 3		売 掛 金 4	
	11/1 前月繰越 8,795,000	11/1 前月繰越 450,000	
	1 諸口 500,000	1 売上 200,000	
	(内 ※ 300,000)		
地 代 家 賃 5			
11/1 前月繰越 1,800,000			
25 当座預金 180,000			

-----【借方と貸方】-----

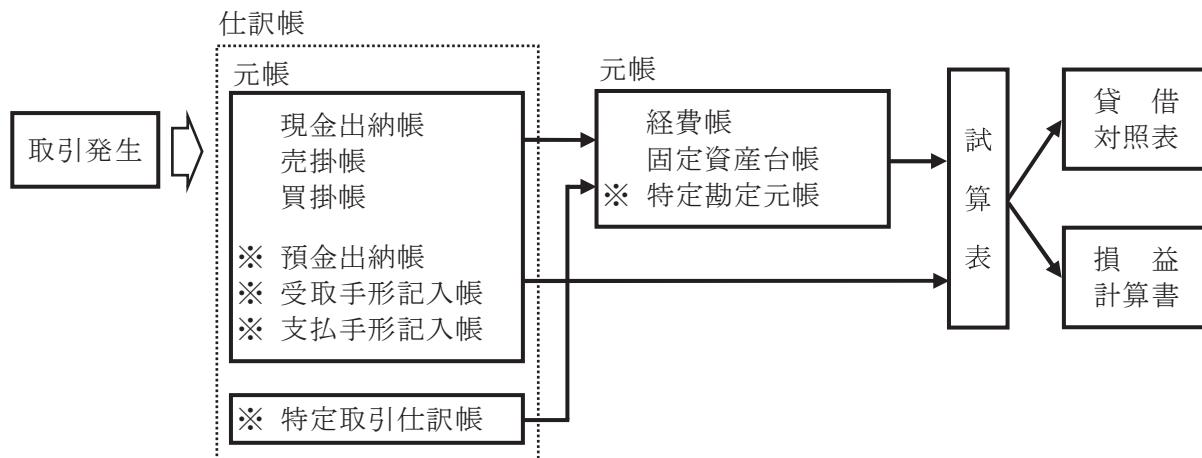
借方(左側)、貸方(右側)という用語に慣れないうちは、例えば次のように理解します。

資 产		负 債		資本(元入金)	
借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
=增加	=減少	=減少	=增加	=減少	=增加
費 用		收 益			
借方	貸方	借方	貸方		
=発生	=取消	=取消	=発生		

## (2) 簡易帳簿に必要な帳簿を追加する帳簿組織

従来簡易帳簿に慣れてきた方がその帳簿をそのまま使用して貸借対照表を作成できるような帳簿組織にするために、新たに「債権債務等記入帳」等を備え付けて全ての取引を整然と記録する方法がありますが、この方法も正規の簿記の原則に従った記帳となっています。

記帳等の流れを図で示すと次のとおりです。



(注) 1 ※印を付した帳簿が従来の標準簡易帳簿に追加された帳簿（「債権債務等記入帳」）です。

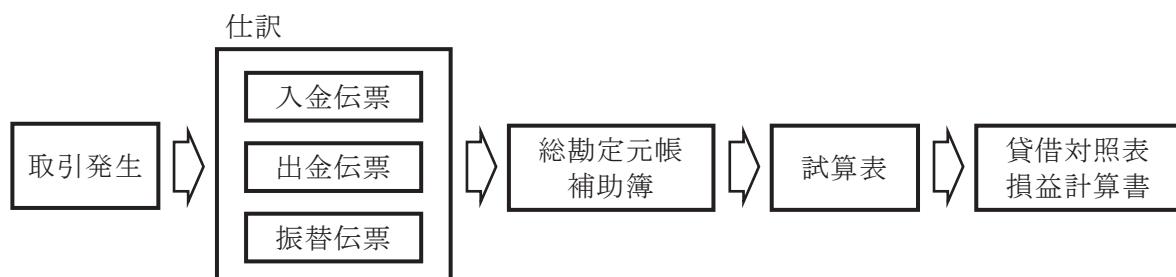
2 この帳簿組織においては、点線内の帳簿に仕訳帳及び元帳としての機能を持たせることとし、記帳に当たっては、「摘要」欄に相手方の勘定科目を記載するとともに、現金、売掛金、買掛金、預金、受取手形及び支払手形の期末残高については、試算表へ直接転記します。

## (3) その他の複式簿記（伝票会計）

仕訳帳や総勘定元帳は必ずしも单一のものである必要はありませんので、現金出納帳や売上帳、仕入帳等を特殊仕訳帳として使用することもできますし、売掛帳や買掛帳を元帳として使用しても構いません。

実務では、仕訳帳を伝票制にして効率化を図るということが行われています。これらもまた正規の簿記として認められるものと考えられます。

一例として、仕訳帳を3伝票制にした帳簿組織による記帳等の流れを示すと次のようになります。



# 6 標準簡易帳簿をベースとする正規の簿記の原則に従った記帳の方法

ここでは、以下、標準簡易帳簿（次に掲げる(1)から(5)の帳簿）をベースとする正規の簿記の原則に従った記帳方法の一例として、この標準簡易帳簿に加え、債権債務等記入帳（次に掲げる(6)から(10)の帳簿）を設け、全ての取引を記録する方法について説明します。

なお、消費税の区分経理の方法については、国税庁ホームページに掲載している手引き「帳簿の記帳のしかた」、「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド（令和元年6月）」などをご参照ください。

## （取引例）

- 1/3 商品（日用品：単価3,000円）を90個売り上げ、現金270,000円を受け取った。  
 1/4 現金180,000円を○○銀行の当座預金に預け入れた。  
 1/5 ○○商事からA商品（日用品：単価1,200円）300個を掛買いで仕入れた。  
 1/6 封筒を購入し、現金2,500円を支払った。  
 1/7 △△商会の売掛金700,000円を小切手で回収し、当座預金に預け入れた。  
 1/7 ○○商事から1月5日に仕入れたA商品20個を返品した。  
 1/12 △△商会へB商品（日用品：単価2,500円）200個を掛売りで販売した。  
 1/14 △△商会から1月12日に売上げたB商品10個が返品された。  
 1/16 □□商事から商品（日用品）を300,000円仕入れ、小切手で支払った。  
 1/18 商品（日用品：単価1,200円）を50個仕入れ、現金60,000円を支払った。  
 1/25 事業用の現金200,000円を生活費として家計に渡した。  
 1/25 買掛金386,000円の支払いのため、○○商事に現金36,000円を支払い、残りの350,000円は手形を振り出した。  
 1/25 △△商会の売掛金400,000円を手形で回収した。  
 1/28 受取手形400,000円が決済され、○○銀行の当座預金に入金した。  
 1/28 支払手形350,000円が決済され、○○銀行の当座預金から引き落とされた。  
 1/28 1月分電気料金45,000円が○○銀行の当座預金から引き落とされた。  
 10/15 商品（食料品：単価5,000円）を10個売上げ、現金50,000円を受け取った。  
 12/20 12月分電話料金20,000円が○○銀行の当座預金から引き落とされた。  
 12/28 受取手形300,000円が決済され、現金を受け取った。  
 12/28 支払手形550,000円の決済のため、現金550,000円を支払った。  
 12/28 △△商会の売掛金250,000円を現金で回収した。

## （1）現金出納帳

事業用の現金の出し入れの状況を取引順に記載する帳簿です。

現金売上げや現金仕入れについて、売上帳と仕入帳をも兼ねています。

○ 年 月 日	摘要	入金		出金		現金残高
		現金売上	その他	現金仕入	その他	
1 1	現金売上（注）	前年より繰越				292,300
3	日用品@3,000 90個	270,000				562,300
4	当座預金		（・預金出納帳に記載）	180,000		382,300
6	消耗品費		（・経費帳の消耗品勘定に記載）	2,500		379,800
18	現金仕入（注）	日用品@1,200 50個		60,000		319,800
25	事業主貸		（・特定勘定元帳の事業主勘定に記載）	200,000		119,800
25	買掛金	○○商事		（・買掛帳に記載）	36,000	83,800
10 15	現金売上※（注）	食料品@5,000 10個	50,000			540,000
12 28	受取手形		（・受取手形記入帳に記載）	300,000		672,772
28	支払手形		（・支払手形記入帳に記載）	550,000		122,772
28	売掛金	△△商会	（・売掛帳に記載）	250,000		372,772
12 31			34,480,000	1,760,000	19,356,000	16,803,528
	うち8%対象（軽減）	50,000		0		→・試算表に記載
	うちインボイス発行事業者	—		0		
	うちインボイス発行事業者以外	—		0		
	うち10%対象	34,430,000		19,356,000	→・特定勘定元帳の仕入勘定に合計転記	
	うちインボイス発行事業者	—		18,700,000		
	うちインボイス発行事業者以外	—		656,000		
	うち免税	0		0		
	うち非課税	0		0		
	うち不課税	0		0		

→・特定勘定元帳の売上勘定に合計転記

※は軽減税率対象

（注）印を付したものは、特定勘定元帳へ合計転記するため、他の帳簿への個別記載を要しません。

## (2) 売掛帳

得意先ごとに口座を設け、商品などの掛売りや売掛金の回収の状況を記載する帳簿です。

次のような場合には、この売掛帳を利用して、それぞれの口座を設けて記載することができます。

- ① 商品を家事用に消費した場合
- ② 商品を事業用に使用した場合
- ③ 空箱の売却代金などの雑収入があった場合

### △△商会殿

住所

電話( )

○年 月 日	品 名	数 量	単 価	売上金額	受入金額	差引残高
1 1	前年より繰越					1,172,000
7 当座預金	受取小切手当座入金				(・預金出納帳に記載) ←	472,000
12 売上 (注)	B商品	200	2,500	500,000	700,000	972,000
14 売上 (注)	B商品返品	△ 10	2,500	△ 25,000		947,000
25 受取手形					(・受取手形記入帳に記載) ←	400,000
					• 400,000	547,000
12 28	現金	現金入金			(・現金出納帳に記載) ←	1,348,000
12 31					• 4,500,000	4,324,000
					• 1,348,000	
					250,000	
					4,250,000	
					0	
					0	
					0	

(注) 印を付したものは、特定勘定元帳へ合計転記するため、他の帳簿への個別記載を要しません。

→・試算表に記載

→・特定勘定元帳の売上勘定に合計転記

## (3) 買掛帳

仕入先ごとに口座を設け、商品などの掛買いや買掛金の支払の状況を記載する帳簿です。

### ○○商事殿

住所

電話( )

○年 月 日	品 名	数 量	単 価	仕入金額	支払金額	差引残高
1 1	前年より繰越					1,934,000
5 仕入 (注)	A商品	300	1,200	360,000		2,294,000
7 仕入 (注)	A商品返品	△ 20	1,200	△ 24,000		2,270,000
25 支払手形					(・支払手形記入帳に記載) ←	350,000
25 現金					• 36,000	1,920,000
					• 36,000	1,884,000
12 31					• 4,678,000	4,578,000
					• 2,034,000	
					228,000	
					216,000	
					12,000	
					4,450,000	
					4,290,000	
					160,000	
					0	
					0	
					0	

(注) 印を付したものは、特定勘定元帳へ合計転記するため、他の帳簿への個別記載を要しません。

→・試算表に記載

→・特定勘定元帳の仕入勘定に合計転記

#### (4) 経費帳

仕入以外の事業上の費用を、租税公課、水道光熱費、旅費交通費、給料賃金などの科目ごとに口座を設けて記載する帳簿です。

費用の金額を現金で支払ったものとそれ以外のもの(例えば、小切手支払や現物給与など)とに区分して記載することになっています。

##### 消耗品費

○年 月日	摘要	金額	
		現金	その他
1 6	現金 封筒	2,500	
12 31(計)		378,000	
	うち8%対象(軽減)	0	
	うち10%対象	378,000	
	うちインボイス発行事業者	330,000	
	うちインボイス発行事業者以外	48,000	
	うち免税	0	
	うち非課税	0	
	うち不課税	0	

・合計して試算表に記載←

##### 損害保険料

○年 月日	摘要	金額	
		現金	その他
3 31	事業主借 火災保険		105,000
12 31(計)			105,000
	うち8%対象(軽減)	0	
	うち10%対象	0	
	うち免税	0	
	うち非課税	105,000	
	うち不課税	0	

・合計して試算表に記載←

##### 通信費

○年 月日	摘要	金額	
		現金	その他
12 20	当座預金 12月分電話料金		20,000
12 31	事業主貸 家事分除外		△120,000
12 31(計)		●	● 167,000
	うち8%対象(軽減)	0	
	うち10%対象	167,000	
	うちインボイス発行事業者	165,000	
	うちインボイス発行事業者以外	2,000	
	うち免税	0	
	うち非課税	0	
	うち不課税	0	

・合計して試算表に記載←

##### 減価償却費

○年 月日	摘要	金額	
		現金	その他
12 31	建物 店舗用建物		276,000
12 31	建物 店舗用シャッター		9,200
12 31(計)		●	● 1,571,400
	うち8%対象(軽減)	0	
	うち10%対象	0	
	うち免税	0	
	うち非課税	0	
	うち不課税	1,571,400	

・合計して試算表に記載←

##### 水道光熱費

○年 月日	摘要	金額	
		現金	その他
1 28	当座預金 1月分電気料金		45,000
12 31(計)		●	● 224,000
	うち8%対象(軽減)	0	
	うち10%対象	224,000	
	うちインボイス発行事業者	224,000	
	うちインボイス発行事業者以外	0	
	うち免税	0	
	うち非課税	0	
	うち不課税	0	

・合計して試算表に記載←

## (5) 固定資産台帳

事業用の減価償却資産や繰延資産について、原則として個々の減価償却資産ごとに口座を設けて、資産の取得及びその異動に関する事項などを記載する帳簿です。

### 木造店舗

番号		取得年月日			令和△年△月△日		償却方法		定額法	
種類		所在			○○市△△町		償却率		0.046	
建物		耐用年数			22年					
年	月	日	取得			本年分の		現在		備考
			数	量	単	価	金	額	償却額	事業専用 割合
○	1	1	43m <sup>2</sup>				6,000,000			
	12	31						43m <sup>2</sup>	4,896,000	
							6,000,000	276,000	4,620,000	100
								276,000	• 4,620,000	276,000

→・試算表に記載

### 店舗用シャッター

番号		取得年月日			令和○年△月△日		償却方法		定額法	
種類		所在			○○市△△町		償却率		0.046	
建物 (資本的支出)		耐用年数			22年					
年	月	日	取得			本年分の		現在		備考
			数	量	単	価	金	額	償却額	事業専用 割合
○	9	1	1				600,000			
	12	31						1	600,000	
							600,000	9,200	590,800	100
								9,200	• 590,800	9,200

→・試算表に記載

## (6) 預金出納帳

事業用の預金の出し入れの状況を取引順に記載する帳簿です。

### ○○銀行 当座預金

○年 月 日	摘要	入 金		出 金		預金残高
		売 上	その他の	仕 入	その他の	
1 1	前年より繰越					576,000
4	現金 (・現金出納帳に記載)	180,000				756,000
7	売掛金 (△△商会 (・売掛帳に記載))	700,000				1,456,000
16	仕入 (注) □□商事小切手払い			300,000		1,156,000
28	受取手形 手形決済 (・受取手形記入帳に記載)	400,000				1,556,000
28	支払手形 手形決済 (・支払手形記入帳に記載)			350,000		1,206,000
28	水道光熱費 1月分電気料金 (・経費帳の水道光熱費勘定に記載)			45,000		1,161,000
12 20	通信費 12月分電話料金 (・経費帳の通信費勘定に記載)			20,000		1,183,000
12 31		9,856,000	• 3,562,000	5,687,000	• 1,183,000	
	うち 8% 対象 (軽減) うちインボイス発行事業者 うちインボイス発行事業者以外 うち 10% 対象 うちインボイス発行事業者 うちインボイス発行事業者以外 うち免税 うち非課税 うち不課税			250,000 216,000 34,000 3,312,000 3,190,000 122,000 0 0 0		

(注) 印を付したものは、特定勘定元帳へ合計転記するため、他の帳簿への個別記載を要しません。

→・試算表に記載

→・特定勘定元帳の仕入勘定に合計転記

→・特定勘定元帳の売上勘定に合計転記

## (7) 受取手形記入帳

手形の受取から決済までを記載する帳簿です。

○年 月 日	摘要		手形受入金額		満期日	手形決済金額	受手残高
	相手勘定	内 容	売 上	その他			
1 1 25	売掛金	前年より繰越 △△商會売掛金の 一部手形決済		● 400,000	→ (・売掛帳に記載)		0 400,000
28	当座預金	手形決済		(・預金出納帳に記載) ← ●	400,000		0
12 28	現金	手形決済		(・現金出納帳に記載) ← ●	300,000		0
12 31			● 300,000	1,400,000		1,700,000	0
		うち 8% 対象(軽減)	0				
		うち 10% 対象	300,000				
		うち 免税	0				
		うち 非課税	0				
		うち 不課税	0				

→・特定勘定元帳の売上勘定に合計転記

## (8) 支払手形記入帳

手形の振出から決済までを記載する帳簿です。

○年 月 日	摘要		手形振出金額		満期日	手形決済金額	支手残高
	相手勘定	内 容	仕 入	その他			
1 1 25	買掛金	前年より繰越 ○○商事買掛金の 一部手形支払		● 350,000	→ (・買掛帳に記載)		0 350,000
28	当座預金	手形決済		(・預金出納帳に記載) ← ●	350,000		0
12 28	現金	手形決済		(・現金出納帳に記載) ← ●	550,000		0
12 31			●	2,700,000		2,700,000	0

→・特定勘定元帳の仕入勘定に合計転記

## (9) 特定取引仕訳帳

(1)現金出納帳、(2)売掛帳、(3)買掛帳、(6)預金出納帳、(7)受取手形記入帳及び(8)支払手形記入帳において記載できない次のような取引について記載する帳簿です。

- ① 期首期末の商品棚卸高の処理
- ② 事業上の経費を家事上の現金等で支払った場合の処理
- ③ 固定資産の購入代金が未払いとなる場合の処理
- ④ 商品を自家消費又は事業用使用した場合の処理
- ⑤ 減価償却の処理
- ⑥ 債権の貸倒れの処理
- ⑦ 事業用固定資産の損失の処理
- ⑧ 引当金及び準備金の処理
- ⑨ 家事関連費の全額を記帳した場合における家事分の金額を除く処理

※ 家事関連費とは、次のような費用のことをいい、家事分と事業分の区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分計算します。

- ① 店舗兼住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用
- ② 水道料金や電気料金、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用

○年 月 日	摘要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金額	勘定科目	金額	
1 1	期首商品棚卸高	仕 入	3,705,000	繰 越 商 品	3,705,000	→ (・特定勘定元帳の仕入勘定に記載) (・特定勘定元帳の繰越商品勘定に記載) ←
3 31	火災保険料 1年分立替払い	損害保険料	105,000	事 業 主 借	105,000	→ (・経費帳の損害保険料勘定に記載) (・特定勘定元帳の事業主借勘定に記載) ←
9 1	店舗用シャッター取付け	建 物	600,000	未 払 金	600,000	→ (・固定資産台帳に記載) (・特定勘定元帳の未払金勘定に記載) ←
12 31	期末商品棚卸高	繰 越 商 品	3,814,000	仕 入	3,814,000	→ (・特定勘定元帳の繰越商品勘定に記載) (・特定勘定元帳の仕入勘定に記載) ←
〃	店舗用建物減価償却	減価償却費	276,000	建 物	276,000	→ (・経費帳の減価償却費勘定に記載) (・固定資産台帳に記載) ←
〃	店舗用シャッター減価償却	減価償却費	9,200	建 物	9,200	→ (・経費帳の減価償却費勘定に記載) (・固定資産台帳に記載) ←
〃	貸倒引当金の繰戻	貸倒引当金	64,460	貸 倒 引 当 金 繰 戻	64,460	→ (・特定勘定元帳の貸倒引当金勘定に記載) (・特定勘定元帳の貸倒引当金繰戻勘定に記載) ←
〃	貸倒引当金の繰入	貸倒引当金 繰 入	74,140	貸 倒 引 当 金	74,140	→ (・経費帳の貸倒引当金繰入勘定に記載) (・特定勘定元帳の貸倒引当金勘定に記載) ←
〃	家事分を通信費から除外	事 業 主 貸	120,000	通 信 費	120,000	→ (・特定勘定元帳の事業主貸勘定に記載) (・経費帳の通信費勘定に記載) ←

## (10) 特定勘定元帳

現金、売掛金、買掛金、預金、受取手形、支払手形、経費及び固定資産以外の勘定科目（売上及び仕入勘定を含みます。）の元帳として使用する帳簿です。

### 売 上

○年 月 日	摘要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金額	勘定科目	金額	
12 31	現金出納帳から			現 金	34,480,000	
〃	売掛帳から			売 掛 金	4,500,000	
〃	受取手形記入帳から			受 取 手 形	300,000	
〃	損益へ	損 益	39,280,000			
			—	39,280,000	—	39,280,000
	うち 8 %対象(軽減)		300,000			
	うち 10 %対象		38,980,000			
	うち 免税		0			
	うち 非課税		0			
	うち 不課税		0			

→・試算表に記載

## 仕 入

○年 月 日	摘要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
1 1	特定取引仕訳帳から	繰 越 商 品	3,705,000			
12 31	現金出納帳から 〃 買掛帳から 〃 預金出納帳から 特定取引仕訳帳から 損益へ	現 金 買 掛 金 当 座 預 金	19,356,000 4,678,000 3,562,000	繰 越 商 品 損 益	3,814,000 -27,487,000	
			— 31,301,000	—	31,301,000	
	うち 8% 対象(軽減) うちインボイス発行事業者 うちインボイス発行事業者以外 うち 10% 対象 うちインボイス発行事業者 うちインボイス発行事業者以外 うち免税 うち非課税 うち不課税		478,000 432,000 46,000 27,118,000 26,180,000 938,000 0 0 0			

→・試算表に記載

## 繰 越 商 品

○年 月 日	摘要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
1 1	前期繰越	—	3,705,000			
〃	特定取引仕訳帳から			仕 入	3,705,000	
12 31	特定取引仕訳帳から 〃 次期繰越	仕 入	3,814,000		— 3,814,000	
			— 7,519,000	—	7,519,000	

→・試算表に記載

## 事 業 主 貸

○年 月 日	摘要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
1 25	現金出納帳から	現 金	200,000			
12 31	特定取引仕訳帳から 〃 元入金へ	通 信 費	120,000	元 入 金	2,936,000	
			— 2,936,000	—	2,936,000	

→・試算表に記載

### 【事業主貸の役割】

次のような必要経費にならない家事上の支出や家事消費などは、「事業主貸」という科目で整理します。

- ① 事業用の現金を生活費として家計に渡した金額
- ② 決算整理において、家事関連費の中から家事分として必要経費から除いた金額
- ③ 決算整理において、家事用として使用する建物や自動車について、家事分として減価償却費から除いた金額
- ④ 事業用固定資産を売却（譲渡所得に該当する場合）し、譲渡損が出た場合のその金額など

## 事業主借

○年 月 日	摘要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金額	勘定科目	金額	
3 31	特定取引仕訳帳から			損害保険料	105,000	
12 31	元入金へ	元入金	281,450			

→・試算表に記載

### 【事業主借の役割】

次のような事業主から受け入れた事業資金や預金利息などの事業以外の収入は、「事業主借」という科目で整理します。

- ① 事業主の家事上の現金等で支払った事業上の必要経費
- ② 事業用預貯金の利息
- ③ 事業用固定資産を売却（譲渡所得に該当する場合）し、譲渡益が出た場合のその金額など

## 元入金

○年 月 日	摘要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金額	勘定科目	金額	
1 1	前期繰越			一	8,762,460	
12 31	損益から 事業主借から 事業主貸から 次期繰越	事業主貸	2,936,000	損益	3,983,920	
		一	10,091,830	事業主借	281,450	
		一	13,027,830	一	13,027,830	

→・試算表に記載

### 【元入金について】

元入金は法人企業でいう資本金にあたります。

- ① 期末（12月31日）の元入金の金額は、期首（1月1日）の元入金と同額です。
- ② 翌期首（翌年分の貸借対照表の1月1日）の元入金は、次のように計算します。

$$\boxed{\text{翌期首の元入金}} = \boxed{\text{期末の元入金}} + \boxed{\text{青色申告特別控除前の所得金額※}} + \boxed{\text{事業主借}} - \boxed{\text{事業主貸}}$$

$$10,091,830 = 8,762,460 + 3,983,920 + 281,450 - 2,936,000$$

※ 損益計算書の「青色申告特別控除前の所得金額」（15ページ参照）

- (注) 1 翌期首の元入金は、翌年分の貸借対照表の期首の資産総額から期首の負債総額を差し引くことによって求めることができます。
- 2 事業開始初年度や白色申告から青色申告に変更した初年度の期首元入金について  
は、資産の部の現金、預金、車両運搬具等の減価償却資産（未償却残高）などの合計  
となります。

## (11) 試算表の作成

試算表は、各勘定から残高を記載して貸借の一致を確認するために作成します。

残高試算表

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現 金	372,772	買 掛 金	2,034,000
当 座 預 金	1,183,000	借 入 金	2,290,000
定 期 預 金	1,824,500	未 払 金	246,000
そ の 他 の 預 金	133,000	預 り 金	10,402
売 掛 金	1,348,000	貸 倒 引 当 金	74,140
棚 卸 資 産	3,814,000	事 業 主 借	281,450
建 物	5,210,800	元 入 金	8,762,460
車両運搬具	185,000		
工具、器具、備品	575,300		
繰 延 資 産	100,000		
事 業 主 貸	2,936,000		
仕 入	27,487,000	売 上	39,280,000
租 税 公 課	385,000	貸倒引当金繰戻額	64,460
水 道 光 熱 費	224,000		
旅 費 交 通 費	148,000		
通 信 費	167,000		
広 告 宣 伝 費	105,000		
接 待 交 際 費	163,000		
損 害 保 険 料	105,000		
修 繕 費	259,000		
消 耗 品 費	378,000		
減 億 償 却 費	1,571,400		
福 利 厚 生 費	173,000		
給 料 賃 金	2,625,000		
専 徒 者 給 与	1,200,000		
利 子 割 引 料	128,000		
地 代 家 賃	120,000		
雜 費	48,000		
貸倒引当金繰入額	74,140		
合 計	53,042,912	合 計	53,042,912

貸借対照表へ  
移記します。

損益計算書へ  
移記します。

### 【試算表の貸借が不一致の場合】

試算表の貸借に不一致が生じた場合は、それまでの記帳等のどこかに誤りがあることになるため、当年利益の金額が「貸借対照表」と「損益計算書」とでは一致しないことになります。

試算表の不一致は、次のような方法で原因を解明して必要な補正を行います。

- ① 試算表の合計の計算誤りがないか検算します。
- ② 各勘定から試算表への記載誤りがないかチェックします。
- ③ 各勘定自体の貸借又は残高の計算を検算します。
- ④ 仕訳帳から元帳への転記が正しいかを調べ、記載漏れや二重転記等がないかチェックします。

(注) 試算表からでは仕訳そのものの誤りなどは発見できないため、取引の仕訳には十分な注意が必要です。

(12) 損益計算書・貸借対照表の作成

試算表を基にして、損益計算書及び貸借対照表を作成します。

損 益 計 算 書

(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
仕 入	27,487,000	売 上	39,280,000
租 稅 公 課	385,000	貸倒引当金繰戻額	64,460
水 道 光 熱 費	224,000		
旅 費 交 通 費	148,000		
通 信 費	167,000		
広 告 宣 伝 費	105,000		
接 待 交 際 費	163,000		
損 害 保 険 料	105,000		
修 繕 費	259,000		
消 耗 品 費	378,000		
減 価 償 却 費	1,571,400		
福 利 厚 生 費	173,000		
給 料 賃 金	2,625,000		
専 従 者 給 与	1,200,000		
利 子 割 引 料	128,000		
地 代 家 賃	120,000		
雜 費	48,000		
貸倒引当金繰入額	74,140		
青色申告特別控除前の所得金額	3,983,920		
合 計	39,344,460	合 計	39,344,460

貸 借 対 照 表

(令和7年12月31日)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現 金	372,772	買 掛 金	2,034,000
当 座 預 金	1,183,000	借 入 金	2,290,000
定 期 預 金	1,824,500	未 払 金	246,000
そ の 他 の 預 金	133,000	預 り 金	10,402
売 掛 金	1,348,000	貸 倒 引 当 金	74,140
棚 卸 資 産	3,814,000		
建 物	5,210,800		
車 両 運 搬 具	185,000		
工具、器具、備品	575,300		
繰 延 資 産	100,000		
		事 業 主 借	281,450
		元 入 金	8,762,460
事 業 主 貸	2,936,000	青色申告特別控除前の所得金額	3,983,920
合 計	17,682,372	合 計	17,682,372

# 7 消費税及び地方消費税に関する事項の 貸借対照表の記載方法

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に関する事項の貸借対照表への記載のしかたは、税抜経理方式の場合と税込経理方式の場合とで、それぞれ次のようになります。

## （1）税抜経理方式の場合

仮受消費税等と仮払消費税等については、決算整理を行う必要があります。

貸借対照表には、仮受消費税等と仮払消費税等の差額（消費税等の納付税額又は還付税額）を仮受消費税が多い場合には未払金勘定に、仮払消費税が多い場合には未収金勘定として記載することとなります。

なお、仕入税額控除の対象とならない消費税額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものについて繰延経理をする場合には、翌年への繰延額を繰延消費税等として記載することとなります。

## （2）税込経理方式の場合

税込経理方式の場合、貸借対照表には消費税等に関する事項は原則として記載されませんが、消費税等の納付税額又は還付税額について年末に未払金又は未収金として経理する場合には、それらの金額を記載することになります。

※ 消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は還付を受ける時の収入金額（雑収入）にするのが原則ですが、未収入金に計上してその年分の収入金額（雑収入）にしても差し支えありません。

## ○ 高額特定資産を取得した場合等の特例について

課税事業者が、簡易課税制度又は2割特例<sup>※1</sup>の適用を受けない課税期間中に高額特定資産<sup>※2</sup>の仕入れ等を行った場合等には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は納税義務が免除されません。また、簡易課税制度選択届出書の提出についても、一定期間制限されます。

※1 「2割特例」とは、適格請求書保存方式（インボイス制度）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となった方について、課税売上げに係る消費税額の2割を消費税の納付税額とする経過措置を言います。

2 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（平成28年4月）（平成28年11月改訂）」、「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」及び「消費税法等改正のお知らせ（令和6年4月）」をご覧ください。

## ○ 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産<sup>※3</sup>に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはなりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます）。

この制限は、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については適用されません。

※ 「調整対象自己建設高額資産」とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

また、この居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用を受けた居住用賃貸建物について、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、控除する仕入税額につき所要の調整を行います。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

## ○ 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率について

簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分は、第二種事業（みなし仕入率80%）に該当します。

## 8 青色申告特別控除Q&A

Q1

事業的規模でない不動産の貸付けによる不動産所得についても適用されますか。

A

不動産の貸付けが事業的規模で行われていない場合は、10万円の特別控除の適用は受けられますが、65万円又は55万円の特別控除の適用は受けられません。

ただし、事業的規模でない小規模な不動産の貸付けと事業所得を生ずべき事業を兼業している場合には、その人の不動産所得の金額及び事業所得の金額の計算上、65万円又は55万円の特別控除が適用されます。

(注) 1 山林所得については、10万円の特別控除のみの適用となります。ただし、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を兼業している場合は、それらの所得から65万円又は55万円の特別控除の適用を受けられます。

2 不動産の貸付けが事業的規模で行われているかどうかの判定は、1ページ【注1】を参照してください。

Q2

事業所得が赤字で、事業的規模でない不動産所得が黒字の場合は、65万円又は55万円の特別控除は適用されますか。

A

事業的規模でない不動産の貸付けとともに事業所得を生ずべき事業を兼業している場合は、65万円又は55万円の特別控除の適用を受けられます。

したがって、ご質問の場合でも黒字の不動産所得の金額から65万円又は55万円を控除します。なお、65万円の特別控除を適用するためには、e-Taxによる申告又は仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要となります（詳しくは、Iページをご覧ください。）。

(例)

	(控除前)	(控除)	(控除後)
不動産所得	700,000	550,000	150,000
事業所得	△200,000	0	△200,000

Q3

不動産所得及び事業所得が赤字で山林所得が黒字の場合は、65万円又は55万円の特別控除は適用されますか。

A

不動産所得及び事業所得が赤字の場合は、65万円又は55万円の特別控除の額は0となりますから、山林所得について10万円の特別控除の適用を受けることになります。

(例)

	(控除前)	(控除)	(控除後)
不動産所得	△100,000	0	△100,000
事業所得	△200,000	0	△200,000
山林所得	900,000	100,000	800,000

**Q4**

青色申告特別控除の適用を受けるには、何か手続が必要ですか。

**A**

65万円又は55万円の特別控除については、次の手続要件を満たさなければなりません。

- 1 その年分の確定申告書に、65万円又は55万円の特別控除の適用を受ける旨及びその適用を受ける金額の計算に関する事項を記載すること。
  - 2 その年分の確定申告書に、正規の簿記の原則に従った帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書を添付すること。
  - 3 その年分の確定申告書をその提出期限までに提出すること。
- ※ 65万円の特別控除を適用するためには、e-Taxによる申告又は仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要となります（詳しくは、Iページをご覧ください。）。

**Q5**

何十年も前に取得したため取得価額の分からない土地については、貸借対照表には、どのような金額を記載すればいいのですか。

**A**

例えば、取得当時の時価や現在の固定資産税評価額等を参考にして、取得価額を合理的に推計します。

ただし、取得価額を推計して貸借対照表に記載した場合には、その推計計算等の内容を帳簿等に記録しておく必要があります。

**Q6**

貸借対照表で算定した青色申告特別控除前の所得金額と損益計算書で算定した青色申告特別控除前の所得金額が一致しない場合はどうしたらよいですか。65万円又は55万円の特別控除は受けられることになるのですか。

**A**

貸借対照表で算定した青色申告特別控除前の所得金額と損益計算書で算定した青色申告特別控除前の所得金額が一致しない場合には、計算誤りや事業主貸・事業主借の計上漏れがないか、帳簿等を点検して一致させなければなりません。

ただし、点検をしても一致しない場合で、その原因が単純な計算誤り等軽微なものと認められるときは、当面は、その一致しない部分の金額を事業主貸又は事業主借として調整し、その事績を記録しておくこととしてもやむを得ないと考えます。

Q7

税務調査により申告漏れの所得があることが分かった場合には、65万円又は55万円の特別控除は取り消されますか。

A

期限内提出の確定申告書に添付された貸借対照表が継続的な記帳等に基づいて作成されたものである場合には、税務調査により申告漏れの所得があることが分かったからといって、直ちに65万円又は55万円の特別控除の適用を取り消されることはありません。

ただし、その貸借対照表が継続的な記帳等に基づいて作成されたものでない場合には、65万円又は55万円の特別控除は適用されません。

また、不正経理等があり、青色申告の承認が取り消されることとなった場合には、10万円の特別控除も含め、青色申告特別控除は適用されないこととなります。

Q8

2以上の業務を営んでいる場合、65万円又は55万円の特別控除の適用を受けるためには、全ての業務についての貸借対照表を確定申告書に添付しなければならないですか。

A

65万円又は55万円の特別控除の適用を受けるために確定申告書に添付すべき貸借対照表は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業につき備え付ける帳簿書類に基づいて作成されたものとされています。このため、2以上の業務を営んでいる場合は、65万円又は55万円の特別控除の適用を受けるためには、少なくとも不動産所得及び事業所得を生ずべき事業に係る貸借対照表を添付しなければならないこととなります。

## ○ 電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な帳簿や書類を、電子データで保存することに関する制度です。

### ◆ 電子帳簿等保存

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（請求書・決算書等）については、一定の要件の下で、電子データのまま保存を行うことができます。

### ◆ スキャナ保存

決算書等を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類 자체を保存する代わりに、一定の要件の下で、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

### ◆ 電子取引データ保存

所得税及び法人税に係る保存義務者は、領収書・請求書等を電子データでやりとりした場合、一定の要件の下で、その電子データを保存しなければなりません。

### ★ 「優良な電子帳簿」の導入もご検討ください

一定の帳簿について「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減されます（あらかじめ届出書の提出が必要です。）。

あわせて青色申告特別控除65万円を適用できるため、詳しくはIページをご覧ください。



電子帳簿等保存制度特設サイト

## ◎ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について

### 1 消費税等の税率

軽減税率 8 % (消費税率 6.24% , 地方消費税率 1.76%)

標準税率 10% (消費税率 7.8% , 地方消費税率 2.2%)

※ 地方消費税率は、消費税の 22/78 です。

### 2 軽減税率 (8%) の対象

軽減税率の対象は、次の①及び②の譲渡です。

① 飲食料品 (酒類及び外食を除きます。)

② 週 2 回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するもの

### 3 区分経理

軽減税率の対象となる売上げや仕入れ (経費) がある課税事業者の方は、日々の経理において売上げや仕入れ (経費) について、税率 (軽減税率 (8%)・標準税率 (10%)) ごとに分けて、記帳するなどの経理 (区分経理) を行うことが必要です。

なお、適格請求書発行事業者 (インボイス発行事業者) からの仕入れ (経費) とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) を区分して記帳することも必要です。

### 4 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式 (インボイス制度) が開始されています。インボイス制度の下では、原則として、一定の事項を記載した「帳簿」、税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者 (インボイス発行事業者)」が交付する「適格請求書 (インボイス)」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

したがって、インボイスの交付を受けることができないインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) については、原則として、仕入税額控除の適用を受けることができません。

なお、インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要であり、インボイス発行事業者の登録を受けると、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合であっても消費税等の申告が必要となります。

※ インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合 (令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは 80%、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは 50%) を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

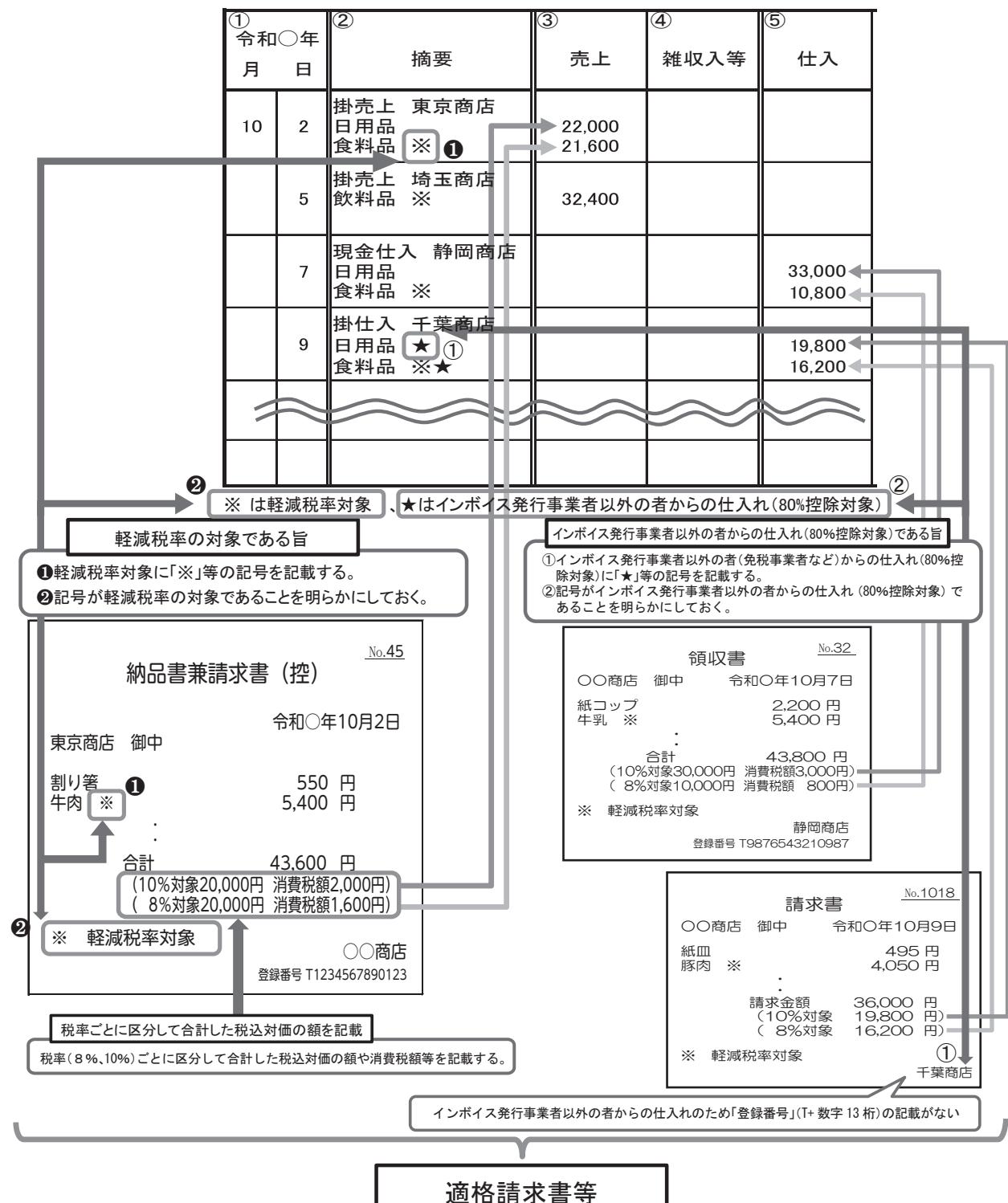
### 5 区分経理の方法等について

上記 3 のとおり、軽減税率の対象となる売上げや仕入れ (経費) がある場合は、税率ごとに区分して記帳するなどの経理 (区分経理) を行う必要があります。具体的には、次の記載例のとおり、その「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等には「※は軽減税率対象」と記載するなどの方法があります。

なお、帳簿へは各取引に係る請求書等において税率ごとに区分されている合計額 (税込み) を転記します。

また、インボイス発行事業者からの仕入れ (経費) とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) を区分して記帳する必要があります。

【記載例】



(注) インボイス制度の下では、原則として、インボイスの保存がなければ仕入税額控除の適用を受けることはできません。なお、インボイス発行事業者以外の者(免税事業者等)からの課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された書類等を保存し、帳簿に【記載例】のように「80%控除対象」などを記載することで仕入税額相当額を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

(参考) 区分記載請求書等及びインボイスの記載事項

区分記載請求書等	インボイス
① 請求書発行者の氏名又は名称	① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
⑤ 請求書受領者の氏名又は名称	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## 6 消費税等の申告

課税事業者の方は、消費税等の申告を行うに当たり、税率ごとに区分した「課税取引金額計算表」等を作成します。「課税取引金額計算表」等は、区分経理された「帳簿」等から作成することとなります。

なお、「青色申告決算書」では、売上（収入）金額や経費が税率ごとに区分されていないため、「課税取引金額計算表」等が作成できませんので、注意が必要です。

また、スマホやパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成する場合、事前に「課税取引金額計算表」（簡易課税制度や2割特例の適用がある方は「課税取引金額計算表」の「売上（収入）金額（雑収入を含む。）」の部分）を記載して準備しておくと、入力がスムーズです。

※ 令和7年分の「確定申告書等作成コーナー」は、令和8年1月公開予定です。

### 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

#### ○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。  
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。  
※ チャットボット（消費税確定申告・インボイス制度）は、メンテナンスのため令和8年1月中は休止しています（令和8年2月上旬運用開始予定）。



#### ○ インボイスセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

## 7 消費税の申告に当たって

消費税の申告書の作成に当たり、税率ごとに区分して記帳した帳簿等から「課税取引金額計算表」を作成します。

※ 「課税取引金額計算表」の様式は、国税庁ホームページから入手することができます。

帳簿等から、次のとおり科目ごとの金額を「課税取引金額計算表」に記載します。

- ・①に帳簿等から決算額、課税取引金額等の年間の合計金額を記載します。
- ・8%（軽減税率）と10%（標準税率）に各金額を区分し、8%分については②に、10%分については③に、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
- ・インボイス制度の下では、仕入れ（経費）について、8%（軽減税率）と10%（標準税率）の各金額をインボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経費）に区分して、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
- ・作成した課税取引金額計算表を基にして、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと消費税の確定申告書が自動計算で作成できます。

課税取引金額計算表

(令和 年分) (事業所得用)

科目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分 D	E	うち標準税率7.8%適用分 F	G
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①						
売上原価	期首商品棚卸高 ②						
	仕入金額 ③						
	小計 ④						
	期末商品棚卸高 ⑤						
	差引原価 ⑥						
	差引金額 ⑦						
経費	租税公課 ⑧						
	荷造運賃 ⑨						
	水道光熱費 ⑩						
	旅費交通費 ⑪						
	通信費 ⑫						
	広告宣伝費 ⑬						
	接待交際費 ⑭						
	損害保険料 ⑮						
	修繕費 ⑯						
	消耗品費 ⑰						
	減価償却費 ⑱						
	福利厚生費 ⑲						
	給料賃金 ⑳						
	外注工賃 ㉑						
	利子割引料 ㉒						
	地代家賃 ㉓						
	貸倒金 ㉔						
	㉕						
	㉖						
	㉗						
	㉘						
	㉙						
	㉚						
	㉛						
	㉜						
	計 ㉝						
	差引金額 ㉞						
	(③+㉝)						

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。



## 優良な電子帳簿のススメ！



国税庁担当者

そういうえば最近よく「優良な電子帳簿」っていう言葉を見かけるな。  
あれってなんだろう??

ご興味がおありますか??それでは私が説明いたします!!



経理担当者

### そもそも 電子帳簿等保存ってなに??



税法上保存が必要な「帳簿」「書類」をパソコン等で作成している場合、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じること

を満たせば、プリントアウトすることなく、電子データのまま保存する  
ことができるというものです。



いちいち「帳簿」や「書類」を印刷してファイル  
ングしなくともいいんですね。



### じゃあ 優良な電子帳簿ってなに??

税法上保存が必要な「帳簿」につき、上の①②に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、  
過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減されるというものです。

うっかり入力誤りなどがあっても、加算税の負担が軽くなりますね。



そうですね。  
そのほか、内部統制や対外的な信頼性の観点からも優れています。  
ただし、以下の点にご注意ください。



この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。

➡ 裏面へ続く



すべての帳簿について、要件を満たす必要があるのでしょうか？



いいえ、一定の帳簿に限定されています。

## ● 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

### ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿

#### 「③その他必要な帳簿」の具体例（※）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、賃金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

※ 所得税・法人税の場合の具体例です。消費税については、消費税法に規定する一定の帳簿が対象となります。

「③その他必要な帳簿」とは、具体例で示されているものすべてを作成しなければならないのですか？



いいえ。ご自身が作成されている帳簿のうち、上記の具体例に該当するものについて、要件を満たしていただければ大丈夫です。



なるほど。うちの会社は手形を扱っていないので、「受取手形記入帳」や「支払手形記入帳」は作らなくていい、ということですね。



そのとおりです。  
国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」では、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税軽減措置の判定チェックシートやQ&Aなどを掲載していますので、ご覧ください！

## ～これから会計ソフトを導入する方へ～

これから会計ソフトを導入しようと思うけど、どの会計ソフトが優良な電子帳簿の要件を満たしているんだろう？



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA（ジーマ））の認証を受けた会計ソフトは、優良な電子帳簿の機能要件を満たしており、そのパッケージや説明書に、「JIIMA認証マーク」がついています。ご購入の際に参考にされるといいですよ！

認証を受けた会計ソフトの一覧は、JIIMAのホームページに掲載されていますので、是非ご活用ください。

※ 認証ソフトが、ご自身が作成している帳簿に対応しているかについても、別途ご確認ください。  
なお、優良な電子帳簿となるためには、機能要件のほか、システムの説明書やディスプレイの備付け等の要件も満たす必要があることにご留意ください。



JIIMA認証マークの一例

## もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設  
サイトにアクセス  
できます



国税庁  
(法人番号7000012050002)

令和6年9月

# 書かない 確定申告

## マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から  
申告可能



24時間  
利用可能



受信通知から  
いつでも内容確認



添付書類  
提出不要



早期還付  
(3週間程度で還付)



※一部の書類を除きます  
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付

すでに  
約4人中3人が  
e-Taxで  
申告しています!!

✓ 確定申告書等作成コーナー  
なら金額等を入力するだけで  
自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で  
給与、ふるさと納税、医療費等が  
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



スマホでも  
できちゃう♪



作成コーナー



マイナポータル連携  
の詳細はこちら



国税庁 法人番号7000012050002

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

## e-Taxに必要なもの



- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード  
(数字4桁)
  - ② 署名用電子証明書のパスワード  
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



### ※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。  
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、  
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



### ※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、  
申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書の  
パスワードはスマホの  
生体認証機能を利用できます！  
(機種によって異なります)

令和7年分確定申告から、  
iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカード  
の詳細はこちら



読み取不要／



## 申告に困ったときは

### ▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの  
操作方法などを動画でご案内



### ▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、  
メニューから選択いただくと、  
税務職員ふたばが自動で回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。  
・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

